

伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金の受入手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金の受入手続等について必要な事項を定めるものとする。

(寄附金を活用する事業)

第2条 寄附の申出をする者（以下「寄附申出者」という。）は、次に掲げる事業の区分のうちから寄附金の使途を指定するものとする。

- (1) 市民活動を活発にするための事業
- (2) 教育を充実するための事業
- (3) 公共施設を充実するための事業（小中学校を除く。）
- (4) 福祉を充実するための事業（市が直接実施する事業とし、福祉団体等への助成を除く。）
- (5) 市長が別に定める特定の事業
- (6) 上記以外の事業で寄附申出者が指定したもの
- (7) 使途を指定しない

2 寄附金は、新たな事業又は既存事業の充実若しくは前倒しのための財源として活用するものとする。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

(寄附の申出等)

第3条 寄附の申出は、伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金寄附申出書（第1号様式）によるものとする。ただし、インターネット上の申込フォームその他の方法により寄附申出者の意向を確認することができる場合は、この限りでない。

2 寄附金の入金方法は、現金持参、納付書払い、現金書留、郵便振替、銀行振込、指定代理納付者による納付又は収納の事務の委託を受けた者が指定する決済方法によるものとする。

(寄附金の辞退)

第4条 市長は、前条の規定による寄附の申出のうち、受け入れがたいと認められるものについては、受け入れができない理由を付し通知することにより、寄附金を辞退することができる。

(寄附金の受領手続)

第5条 財政主管課長は、寄附金の受領に際し、必要に応じて納付書その他必要書類を寄附申出者に送付するものとする。

2 市長は、寄附金の受領確認後、寄附をした者が所得税等の寄附金控除の適用を受けるための書類が発行されない方法により寄附金を支払った場合又は寄附をした者が申し出た場合は、伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金寄附金受領証明書（第2号様式）を寄附をした者に交付するものとする。

(寄附をした者に対する返礼)

第6条 市長は、寄附をした者に対して、寄附金の確認後、返礼品を送付することができる。ただし、寄附をした者が辞退した場合は、この限りでない。

2 前項に定める返礼品の取扱いについては、別に定める。

(寄附金の管理)

第7条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、第2条第1項に規定する事業ごとに伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金台帳(第3号様式)を作成し、伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金積立基金により管理運用するものとする。

(寄附金活用状況等の公表)

第8条 市長は、毎年度決算が確定した後に、寄附金の活用状況等を市広報紙及び市ホームページで公表するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(いせはらふるさと寄附金の受入れに関する要綱の廃止)

2 いせはらふるさと寄附金の受入れに関する要綱(平成20年伊勢原市告示第127号)は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年4月15日告示第109号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年1月10日告示第2号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金寄附申出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

〒
(ふりがな)
住 所

(ふりがな)
名 前

連絡方法(電話)

(メールアドレス)

次のとおり、伊勢原市まちづくり市民ファンドへの寄附を申し出ます。

寄附金額 金 _____ 円

1 希望する入金方法（希望する方法に○を付けてください。）

・現金持参 ・納付書払い ・現金書留 ・郵便振替 ・銀行振込

(注) 1 納付書払い、郵便振替及び銀行振込の場合、入金に必要な書類等は、後日送付します。

2 銀行振込の方法で入金する場合の手数料は、寄附者の負担となります。

3 クレジットカード決済を希望する場合は、本申出書ではなく、インターネット上の
所定の申込フォームから申込手続きをお願いします。

2 入金予定日 年 月 日

3 寄附金の活用を希望する事業（希望する事業1つに○を付けてください。）

- (1) 市民活動を活発にするための事業
- (2) 教育環境を充実するための事業
- (3) 公共施設を充実するための事業（小中学校を除く。）
- (4) 福祉を充実するための事業（市が直接実施する事業とし、福祉団体等への助成を除く。）
- (5) 市長が定める特定の事業（ ）
- (6) 上記以外の事業で寄附申出者が指定するもの（ ）
- (7) 用途を特定しない

4 寄附の公表

（寄附者名及び寄附金額について、市広報紙及び市ホームページにおける公表を予定していますが、公表の希望をお尋ねします。該当する方に○を付けてください。）

・希望する ・希望しない

5 ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用

（該当する方に○を付けてください。なお、ふるさと納税ワンストップ特例制度を希望される場合は、別途寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出をお願いします。）

・希望する ・希望しない

【注意】

「伊勢原市まちづくり市民ファンド」は、市が行う事業の資金として寄附金を募る仕組みですので、出資を募り、利益を出資者へ配当するものではありません。

*御記入いただいた個人情報、本件寄附に関する事務以外には使用しません。

伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金寄附金受領証明書

住 所 _____

氏 名 _____ 様

_____ 円

上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

伊勢原市長

(印)

※ 寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

申告する際には、本証明書を添付してください。

(注1) 所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除を両方受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ提出してください。

(注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「都道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載し、本証明書を添付の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ提出してください。

